

議案第169号

淀川左岸線（２期）トンネル整備工事－５請負契約の一部変更について

淀川左岸線（２期）トンネル整備工事－５請負契約（令和４年９月28日議決）の一部を次のとおり変更する。

変更後の契約金額	令和４年９月28日議決における 契約金額
2,505,058,600円	2,059,200,000円

令和６年９月12日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

淀川左岸線（２期）トンネル整備工事－５請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

淀川左岸線（２期）トンネル整備工事－５請負契約締結について

淀川左岸線（２期）トンネル整備工事－５請負契約を次の要項により締結する。

- | | | | |
|---|---------|----------------------|--------|
| 1 | 工 事 概 要 | トンネル整備工事 | 一式 |
| | | 延長 | 79メートル |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市中央区北久宝寺町３丁目６番１号 | |
| | | 鴻池・久本特定建設工事共同企業体 | |
| | | 構成員 株式会社 鴻池組 | |
| | | 株式会社 久本組 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 2,059,200,000円 | |
| 4 | しゅん工期限 | 令和８年７月31日 | |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市福島区海老江４丁目及び海老江６丁目 | |

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。